



山村美咲子 議員

職員の雇用について

問 ①広陵町施設管理サービス公社職員を町職員としての採用は。②学校給食調理員の支援スタッフまた幼稚園教諭、保育園保育士の3年期限付き採用を見直しては。

平岡町長 ①公社解散に伴い、一般職登用のための試験を年内にすべく現在準備を進めている。②学校給食調理員の支援スタッフの皆さんは、多様な働き方を望まれ、最長3年間で貢献いただいている。幼稚園教諭及び保育園保育士については、幼稚園の統廃合、幼保一元化などを勘案しながら、計画的な人事管理を行っている。

公園に健康づくりのための遊具を

問 健康づくりの視点を取り入れたまちづくりを進めていくために、例えば横峯公園にストレッチができる健康遊具を設置してはどうか。ク

リーンセンター横の公園に県の補助金で健康遊具を設置していますが、もっと有効利用できるようにしては。

平岡町長 クリーンセンター北側の広場に健康遊具を5基設置しており、今後、この広場をパークゴルフ等ができるよう整備し、健康遊具をその準備運動等有効利用していただく。公園等への設置については、これらの効果を考えながら対応していく。

被災者支援システムの導入について

問 阪神・淡路大震災で大被害を受けた西宮市が独自に開発した「被災者支援システム」は災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災台帳を作成し、被災状況を入力することで、り災証明書の発行から、義援金の交付等一元的に管理できるシステム。広陵町でも導入しては。

平岡町長 広陵町においても、安心・安全なまちづくりのため、有事に備え、研究・検討していきたい。ただ、住民基本台帳システムと連携するものであり、共同電算システムとの精密も必要。また、近隣市町との広域的な防災体制も検討していく。

○その他の質問事項
●男女共同参画について



山田光寿 議員

「解雇権」の乱用判決を容認！ 222万円を半分ずつにした根拠は

問 3月30日、山村副町長、社協副会長、理事1名、評議員4名で協議され、「社協が敗訴したから全額負担すべきだ」一方「町長が全額負担するとも言っている」が、「公選法の寄付行為に当たる心配があるので、6人で決定した金額を負担する」というのであれば寄付に当たらない」と県の指導をいただいております。

山村副町長「希望は社協で全額222万円払って、後でという方法もあるが、そうしますと、決算書に全額支払ったという決算がまずなので、社協の決算額は決まった額、町長が負担する額は直接支払う。希望としては、そうしていただければと」

F評議員「あとは金額の問題ですね」
Y評議員「222万円が決算書で上がると、見栄えが悪いですね」
山村副町長「決算書を見た時の」
F評議員「よくないですね。副町長がおっしゃったその方法でと思いま

す」
A理事「全額の半分を社協が、半分の町長が負担する一つの案です」(会議録)

こうしたやり取りがあり決定した金額だ。私は、町長が222万円負担としても寄付行為にも当たらないわけだ。決算書の支出も222万円より111万円の方が見栄えが良いから決定した。本当にこれでよいのか。会計処理上疑問をもつ、全く姑息でおかしな発想である。茶番だ。ましてや「不当解雇」「解雇権の濫用」と断罪され、完璧に町長が負けた判決結果だ。だから町長も非を認め、全額支払うと発言されたわけだ。理事も事件を知りながら協議しなかった責任は当然ある。負担すべきだ。弁護士費用17万円も町長が負担すべきだ。

平岡町長 判決を容認する。町長が全額負担するといったが、副町長を含む7人で負担割合をどうするか協議され、半分半分に決定。それに基づき精算した。理事の責任について負担すべきとの声もあったが協議のうえ、必要なしと決定された。

○その他の質問事項
●廃棄物収集運搬業の不許可は違法、葛城市の業者が町を提訴について